公事餘筆

元

内閣文庫
和書 類
三四四二九 號
四 冊
一八一 函
二三 架

内閣文庫
番號	和	34429
冊數	4	(1)
函號	181	88

181-88

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
裏面記載のない箇所は省略
綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

日本政府図書

一 大坂町奉行京都御役一件　一 蝦夷地御用向御達写

一 松平右衛門跡出入儀懸一件　一 桐樸叙記並一件之書

一 若狭屋忠兵衛長崎清兵衛外判

一 中国流砲術打方稽古御用状一通新規御番所願之一件

一 大坂堀江町東村吉兵衛一件探索並川尻村人門越一件

一 京極備前守御使番尻之上御役御書付

内閣文庫

日本政府図書

御返答御暇之儀

一 大澤下野守牧野備前守同伴参
内鶴間ニ在

一 傳 奏出會不可言上之由進入更出席可有
御對面之由

一 小御所
出御之後 傳奏鶴間ゟ出席誘引下野守備前守
小御所一間合席下比方列座

一 傳奏申次下野守於中段誘引
龍顔

一 下野守備前守自分之 御禮貢前申次一人充於廂ニ
拝 龍顔

一 御返答於虎間傳 奏申述

一 下野守御推叙之事 傳奏申渡

一 下野守備前守之 御暇 拝領物備前守拝領物之
事申渡

一 拝領物六位蔵人持出置座上下野守備前守頂
戴畢非蔵人引之

一 於虎間賜酒饌

一 御暇拝見傳 奏誘引畢於鶴間御礼申述

一御鳳輦令見御付畢退出
参院之儀　院行間先在　傳
一少卿守備前守同伴参
奏對在
一院傳奏出會來可言上之由退入更出席告可否
御對面之由
一小御所
出御之後院傳　奏行間
出御錺門之小野守備前守小御所西合廊下南方列座
一院傳奏申次少卿守於中段　御對面

一少卿守備前守自分之御禮院傳申次人就於廂御禮
於行間院傳　奏　御返答之趣申述
拝領物之事申渡
一拝領物院藏人持出置庭上小野守備前守頂戴
之後北面門之々
一小野守備前守御禮申述退出
中宮御所之儀
一少卿守備前守同伴參上御客間代出座
傳奏對座
一兩局出會　有口祝

中宮ゟ御返答　油小路ゟ申述
備君ゟ御返答冷泉申述
一中宮備君ゟ御紙物女房持出置道筵上　卿ゟ備前守
頂戴畢　女房門ゟ両局退入
一両卿并備前守御禮申述退出　京着之日
　雑掌江も達ル如
禁中ゟ演説之通
被　仰上出度
若宮　御誕生目出度之　思召候ニ
御使被差越御目録之通御進献被成　候益
御安全被成御座目出度之　思召候旨有
奏達候様
大納言殿
御台御方ゟ茂御同様被　　仰上
御同所御附ゟ演説之通
若宮　御誕生目出度被　思召候ニ付
御使被差上御目録之通被成御進覧候益御安全
被成御座目出度之　思召候旨有
奏達候様
大納言殿

御臺御方々御所御同様被　御進物
中宮之御所ゟ
中宮　江
若宮
御臺右御同様之由
被進候
一大澤少將牧野備前守同伴参
院　参　院傳
此方ゟ申上也
院傳間ニ而座傳　奏對應

一院傳　參出席從関東御口上之旨被申述
院傳　奏退入　無程御定元出會
一言上之後　院傳　奏出席答有之
御對面之由　退入
一出御小御所　院傳　奏告　御對面之由退入
少將備前守兩人廊下西之方列座
一御進覧之御太刀折紙梅小路前中納言披露少將卿ゟ
入中段　御對面終テ退下
一亜相公御進覧之御太刀折紙西洞院宰相披露少將卿ゟ
入中段　御對面終テ退下

一院使中沢下野守自分献上之御太刀折紙持参置
中段敷居御礼後退下竹間後座
一備前守参進於二段目方御礼後退下竹間後座
一院伝奏告謁　御盃被下同座廊下
南方別座
一下野守備前守一人宛於中段
御盃頂戴後竹間後座
一於竹間賜菓子酒肴
一院伝奏出座御礼申述退出

一筆致啓上候大沢下野守今廿日参
内　院参可仕旨以　御出之
中宮　若宮江茂参上可仕旨　摂家同道致
朝参　御口上之趣以伝奏申上之御進献之
品々目録上候　御盛有餅由之　御出之下
野守奉拝　龍顔　天盃頂戴之
仙洞江茂参上　御口上之趣以　院伝奏申上
之進物三品上候　御湯漬之方々
御出之　御目見仕　御盃頂戴菓子酒肴之
中宮　若宮江茂参上

御返し趣申上ニ進物ニ而差上ル写文
御清候方御座候ニ付又候　御臺様
禁裏　御前方より献物差上ル事
御清候之方御座候ニ而首尾能相勤申ニ付右之趣
言上ニ而委細被申卿方より御一封上ル右之御序ニ
成候奉存　龍顔　天盃頂戴之候
仙洞様　御同列ニ　仰付
御盃頂戴仕菓酒迄之御礼
御感光難有仕合奉存候宜御沙汰候云
三月五日　牧野備前守

御老中江之文
同文云
三月五日
水野出羽守殿
一筆致啓上候　禁裏　仙洞
中宮　備前守御方より御返事ニ　仰出ニ被下候ニ付
御大儀中卿書添　同　院御所　中宮
備前守御方より一段首尾上分両傳　奏衆中迄申上候
今十一日被為同道被　朝参ニ而受取卿守奉存
龍顔　御返事ニ　仰出し

肴中　御鳳輦ニ御乗入候　御延口伝ニ而御推叙
之上　御出酒饌御頂戴物被　仰付候　御礼被
仙洞様　御返事之　御出之御頂戴物之　御礼
中宮　儲君御方ゟ茂無御座候　御返事之
御出之御頂戴物仕萬端之處好ニ而御座候ニ付而相済候而付
上ニ而茂細々御趣意被成下候上ニ而於御前御所拝領被為入奉恐
龍顔酒饌之節御宴拝領物之　御礼
仙洞様　御同断之　御礼御頂戴物仕候
中宮　儲君御方様拝領物仕候
御感光難有仕合之段申上候御帰座之

三月十二日　牧野備前守
御老中四人殿
三月十六日
水野出羽守殿
同文言

覚

一　御産衣　三拾
　内
三ツ　御白唐織地松竹鶴亀地　御裏白綾紗

三ッ　御白綾無松竹鶴亀　御書付

三ッ　御白綸子　御書付

三ッ　御白紗綾　御書付

三ッ　御白縮緬松竹鶴亀白絵

拾　御白縮緬

御中綿三拾匁宛入

一　御羊包

但白生絹ニ而縮緬松竹鶴亀白絵　三ッ

右者

若宮様ゟ　御誕生ニ付御祝儀被

公方様ゟ為進ニ御用被仰付差上申候以上

宝暦八年寅八月　日　後藤縫殿助

覚

一　御産衣　弐拾

内

二　〃

〃　〃

〃　〃

〃　〃

〃　〃

拾　御中啓ニ拾本宛入　〃
一御年包　〃　弐ツ
右同
若宮様ゟ　御誕生ニ付御祝儀被
大納言様ゟ進上御用相調候ニ付如此之
〃 ――― 右
渡邊經友御

御順参　院々儀
一大澤少将守牧野備前守同伴参
院竹間ニ而控　傳奏對面
一院傳奏出席不可令言上之由退入　出席ゟ方御定礼
一院傳奏出席告之有　御對面之由
一出御小御所之後院傳奏
渡之少将守備前守両人二席下南方列座
一院傳奏申次少将守参進於中段
御對面
一少将守備前守自分之御礼院申次於廂一人ツヽ御礼

一於竹間院傳　奏出席
御返答之趣申述候所也之儀申渡
一御領物院藏人持出置直庭上下御手一人宛頂戴
之後下北面ゟ
一院傳　奏出席　御禮申述退出
院傳　奏又ゟ趣ハ　御返書写

寛政十一己未年二月
松平伊豆守殿　御渡達写
今度蝦夷地御用之趣意者波濤未開之地ニ而夷人
衣食住之三ツ茂不相整倫之道茂不弁年代不便之事有
之度此役人差遣し御徳化及し教育之相施漸々風
俗ニ相化し候様被遊候ニ付而御国ニ懐き候事撫恤之
如きも勿論早々御取締相立セ候御趣意之事ニ候得共
訳迄ニ不及職之事を強ゐる故を撫へ不申入念迄不
被遊之上ニ而再任し隣境も弁へ手前取締も被
万端之次第時宜ニ而土地ニ仕訓ハ交易し貴之

夷人共潤ひ候様之取計ひ交易之儀共ハ正路之通可令申し
諭し候得共是迄ニ心得違之者も有之候ニ付此度御救
撫之趣意御役人交易場ニ罷越御撫育之儀申付
法御救之取計ひ諸事ニ随ひ交易之上者為撫
[illegible]之所置有之候(?)
運上屋共も不正之取計ひ無之様
夷人共之稼方出精致候様取計大切交易方之儀
[illegible]返済之儀も追々ニ[illegible]
取計之上御益と成候様ニ[illegible]
夷人共潤ひ候様取計可申事

一 往々耕作之道を教穀食を以食之事と暫々ニ覚させ
漸々和人之風俗ニ引直し候様可致事
但耕作之道未熟之間追々肉食ニ而己をさかり
穀類を肉食よりも貴きものと心得候様可致趣意之道
一躰役々追而農事を施し候様取計可申追方
夷人共一切撫育之儀ニ付候様取計可申
一 撫育之御趣意ハ親切を旨とし説聞せ可申候
[illegible]之上[illegible]遣し候[illegible]第一之楽ニ而
御趣意夷人共撫育之[illegible]
備と施し[illegible]風俗を改候様追々先令ニ相成（本ノマヽ）

通弁役之儀ハ格別之ものニ付何事ニ不依親切ニ実意を以取扱可申事

一夷人共介抱并御撫育筋之儀ハ兼而定例之通相心得

猶此外ニ取計候筋有之候ハヽ其節ニ申聞候上其時々之都合ニ寄取計可申且

用向之儀ハ御役所ニ而差図を受候様可致事

出稼之者共ハ勿論又ハ酒食等を被下候節ハ別而心付候様

貰之品ハ勿論老若男女共遠方ニ而取扱事を等閑ニ致間敷

可申事ハ勿論御撫育厚く可致候間其趣不洩様相諭候而能々

追々相聞候段申付候事

一夷人共ハ日本詞を相覚候様申付候処相成丈ケ日本風ニ相成

追々和語を以申付候ニ付教諭致し和人之振合ニ（本ノマヽ　変化）致

申付教育之段事

但右方ニ付夷人共和人同様之取扱ニ相成候儀ニ付夷人

和語を以申付候様ニ心得可申

一夷人共追々御徳化ニ感し候ニ付漸々和人之風俗ニ移り

並日本之者ニも劣らず候様心掛候ハヽ其段無之様

猶右方ニ出精致し候夷人共ハ御褒美被下候者共ニ付其段

日本風ニ宜敷相改候者共ハ追而日本風俗ニ

移り候様可申事

但此儀ハ追而申付候迄ハ日本風ニ不相成候様之ニ付

以心得方（本ノマヽ）相成候様取計可申事

時勢を弁へ一ヶ年ニハ女之風俗相改候ハ尚更之事ニ

一上を尊敬シ下を愛シ親ニ孝シ兄弟親族睦敷朋友
ニ信をとぢし候ハ道ニ近き心得ある事いろは文字無拘
文字を相違へて教へ候ハ文字之開け候様之心懸ニ

一議論習熟して有便の者ハ書を大に読習覚ゆへき者ハ筆算ニ
至ル迄一廉之芸を身ニ付ル様合候ハ人々之所詮ニ候
候ニ付可勤事。故ニ老人ニハ渡世免之（全之）ヤルニ付立寄候
相成候へ共人倫之道ハ始く無之男女之揃共老ニ子孫
多生シ候ニ付候成事ニ候モ其形相成候ニ付道
ニ心得を合ニ相成可申事

一夷人之扇牛之肴其外ニ到ル迄不分寄郡民分弁之ハ菜果之外
ニ成丈け役者之商ひ候様ニ先生相分可申事
有之外除用品ハ不差往来ニ損傷不請相定量分分ハ十分ニ
力之事之ニ一旅同意之

御主意を奉戴不分明ニ而兼而教育之儀ハ何方之人教育
服従し精々身之上ニ勝手ニ不相成而己之為ニ相成様取集り
励合相成候様之事

未 二月

小普請組豊田摂津守支配
本多吉次郎拝借奉願候一件
小普請組近藤又兵衛支配組保坂甚之丞
御頭ゟ御例之御頭江出
奉願候拝借嘉永之様ニ而恩上邑ニ御座候様御掛
假宅住居
住居之節度　何卒右家作相応之通御取立ニ而当利ニ被下度奉願
上邑之上
一類源右衛
年号干支月日ニ而月日恩入ニ而被
　　　　　　　　　　　本多吉次郎
りん式し
一類源頼書
　　　　　　　　　　　本多吉次郎

御知行高三百石吉左衛門儀久々疝積并持病気分不宜胸痛強
去三月中旬ゟ差切仕候上当時不相応之様子相勝不申候
二付名代ヲ以御番相勤来候得共全快仕兼候ニ付御
断申上候　依之兼而病気差発候節ハ家督相続願申上
置候養子伯父実ハ弟二男吉之丞儀御座候ニ付相続
仰付被下候様願申上候　仰付候ハヽ難有仕合奉存候
右吉之丞儀御番入願申上候　吉左衛門儀
是迄之勤方ニ付被下候得共吉左衛門養
子ニ仕候　如此御座候　以上

吉左衛門一類

寛政八辰年　月

御書院番組頭松平内記組
小男　永井某
大御番頭本庄伯耆守組
養子　天野吉之丞
又従弟

菅田織部殿
南條権之助殿

奉書竪紙四ツ折総上包半紙折掛 御代官方ニ而一名宛二通
内壱通ハ書判ニ而
壱通ハ印判ニ而
一通ハ当人方ニ印判 外ニ控
一通手

表書 隠居家督願書 本多吉兵衛

同書ニ而印 年号月日ハ認不申 但シ御代官ニ而一名宛之通

又別
隠居家督願書

隠居家督願書 本多吉兵衛

隠居相続ニ付願上

小普請組葉田備後守支配
元寄合小性組
小普請組 本多弥父
実ハ兄
数馬 死

一 隠居小普請
本多吉兵衛
当年五十七才

高四百俵

家督相続奉願者
本多弥方 叔父
実 舎弟

一 私儀父本多数馬死四男 俗名 斧馬
本多吉五郎

私儀小普請組御組頭田安寄合支配之者天保八申年四月九日家督被仰付候男子無之兄本多吉右衛門儀本多弥方之叔父実ハ舎弟ニ而相続仕度奉願候私儀病身ニ而難相勤者ニ付吉五郎儀家督相続被仰付候様奉願候右吉五郎儀当年三十四歳ニ罷成申候尤病身ニ而不相叶候ニ付天保十二丑年十二月御番御免被仰付候間江被遊被下度奉願候

御史ニ度寅子五歳之節出生仕候ニ付
其段御届申上置候 大岡三節儀 寛政
四子年三月病死仕候 男子ニ而御座候
右一節ニ至迄之處 以前ゟ通達申上候
家督相續被仰付 仕度旨同年四月右小
普請組酒井紀伊守支配之者ニ而
病氣危急之節右一節儀相續相願
候ニ付申上置候 右御作事被下置候ニ付
後ハ段々紀伊守ゟ申渡ニ
相續之儀相願候處 病氣ニ付 ... 三月中旬

長御行之上出生ニ付右之段申上候 ... 由
生仕候処今以同名ニ而御座候 今度仕合 ... 初御
右之通相願 病氣危急之節ハ書面之通相續被
申上候ハ右之節ハ相續之 ... 仰付 ... 路之
右之節ニ而 ... 被仰付候 ... 申上
右之處ニ者右内 ... 仕 ... 仕候段 右
相願候御事 ... 御座候以上

寛政八辰年

菜田御用寛政

六月十二日 ... 書判

多一宮 次郎判

右書付之儀御通上包共半紙半切紙

上包上書
立合一類姓名書付　　　　　　　　名

又者
同紙　　　　　　　　　　　　　　名

覚

一 小曽　　御書院番 駒木根大内記組
　　　　　　永井之太夫

大御方
一 渡辺　　大御番 松浦豊前守組
　　　　　　天野常八郎

右之者私隠居相續願相済候紀ニ付立合

中山以上

辰六月
　　　　　　本多吾八郎

紙ハ同紙御通上包同紙

上書
醫師姓名書付　　　　本多吾八郎

又者同紙
醫師姓名

御番醫師
　　中川隆玄
小普請組頭支配
御醫師
　　高橋良玄
町醫師
　　小見文許

右之者私病気ニ付當時中川隆玄薬服用
仕候以上

辰六月
　　　　　　本多吾八郎

辰六月十一日小長谷伊織方江
使者ヲ以遣ス

相撲私記

寛政三年六月十一日吹上におゐて相撲御上覧の事ゆゑ
かねてあらましつかうまつるとのよし云事なれはいとまちかねつへき
よしゆゑありかたしとて相撲の行事なるを御尋ありてふるきを
つたふるもしるさかた庭にて年毎にまつりのせち絶にし
保安の中に保元にやはら起されしかともちいはまた
うえに中たえてけれはそのかみよりいまれ上に度ありけれはあや
鎌倉右大将家にいたりて国経ありてもかくもさうす
中世にはこのかた力とらへられのことにかれ御覧に
せられ寛永の頃かりて御覧のことあるもしるされたる

あれは是らの拙うらにて、こちら役所といふとも出来
蒼々たるものにて、絶て宮樺は、此とのもしら
大清朝にて、こゝろあるのさへいまだ、きこえていまだ人のこしれ
ならぬ事も多ありとおもはるゝにも今は大閣と名を
へだけくは閣門といふ名にもひと称するを合せて
三の役をしられたる前にもあらず。此日本の下に三段四段
の段になりてあいちより前もあひしとこそ思ひとされど
さきはまいりしとよびたるひの有さは御国といひ出づる翁の
三宗を置くに極なるにいつくるとふかれる定とあれど
又名とも見えずしてまことに出来つけるなき人と覚え

空台のうへあがりて須弥壇の前にすゝみて、左の御前
にてうやうやしくまちけれど、そのゆへによく知られさまを
こそ拝すれ、紅紫のたすきをつけしとかいふ紅纓して
つらねたるものこゝにつらふしたりまいんと思ふに
めでたしと見えしは、その中央によせて白幣数七つ杯
酒瓶子まこもりし極彩蒔絵にて、ふかなかくあたり
に積みあげしたるものはよのつねとはことなるの色したる
思ひしものはいと御たけにして枕柄の人こはらにして香
のつきた印花いとはかなるもけふへ申すべき限りはみる
棒数のつかひきわめたるゝのむ姫様はかのき姫さまの

まて引つきいさくひよわりしとらえ給ハもの給ふらん

しやあらんなりとせらふつ合の叟名(サウメイ)をたまふ是より

追風の書付にあり

あるひハ勝負を行ふ男二人出て左右の相撲の行司とよ

ひ南北の家のしるしに東西の幡の風より追風となのれる

吉田豊後守家次して其の後木村庄之助吉田

豊後守成人して行司の事をとりおこなひ来れり

うらの肩衣素襖をきて追風左衛門のうちに入て追手つき

よきにもとむ行司とてをとれる新たに方を

まつりとるこの儀なれは二人の行司にさうしく庄之助吉田

有るかれの頭をとり神前と同しの相撲の柱をそへき

つたへりかく申すも行司とハ勝負をしるす男なれはより

なく坪のうち相撲のしるしふたつのしるしハ豊がたまふ一事をもつて川

のく追風うつくしまをして袖をあたへ方屋開とい

ふ事とかやそれハさしくも勝負なれは勝負をわけて奏をなしく幣

そのことふるいにしへ天地ひらけそめしより陰陽ふたつ

さまにあらハるゝとなへ陽ハしてのほりて上となり是をすなはち天と

おもくにこれるものハ陰ハ下にありて是を地となりつく

あまけの陰陽はあめつちのつしてなるものといふかは

しくこれをあらハしたるものハ人なりさよしいさゝかの道をとらんと

そのふたつを見て五穀成就の祭のはしめなれハ儀式をもつて

ちさきとゞめ人々の中にて行司と決したる家なれは今にいたりし
めて吉田と名つくる也 此道の名跡は家にしていはし
への志賀清林といへる者の末はいの流とつき書とつか
や吉田家後鳥羽院より追風といふ名を下し給はり世く
も行司の職たりし今細川家につかへ世〻御役の
式つとむる也 此家と云ても名目をとゞめ
追風と名のる也 追つく
是は吏名に行司の任をもしかんとめをへ
いかなる年久しきいはとめす上下さて 七
八人にて立あひつゝみいけるよれかいつくりしつゝを

こゝにかよひ見んとし さて東の方より行司の者ひきま
ねきひらきていさゝかまうしたる二十五人四方の柱の内へ
のりしところにはなるゝを見しにあらはちからある御ともをと
出て左の人より入西の方よりも出て入しさめあひて入り入かれは
東より又おもしろき清西も出て左右に出あひておもしろ
十人にてかみとものうちにはいれは錦繍のたくひさうきり
うへに東の大関小結関脇さても三役つゝきて出る
めてけるかそれはあるひはおもてすなはちとの出かゝる
ことくぞ弟子の手をとり二人前後に引つれて後に出
まつ行司のりとめて相撲とりのうちに入りてめさましく

いかめしく見えしものもてあるにてそこ見えなくなりく
おもしろきつらつけにまさ目をさまをひろりてさるへうす
わりなかりける世界にはいられたるにひあまりさ目したり
七儀八とよりて左右へ立わかり西ノ大関谷風とおる
達ケかたき秀の山といへる大男たり中にさゆるさまとる二人
ちから之ゑおもしろくある山と申す三ケ国山もうこき出る
らん中くおもしろく此ところよりしたてつゝき
樹のくかたの国のうちまつりかもして鬢にして
おもしろにてはなにつけてそや中からりまつ騎慢の事
おしく此中にてし入めつされのさかるを十四人のさかへいた

中にて立あか世の中の空にもとよりつまりつゝんとなりん
さらにあらて若衆楠の須弥二人取楠のはなにかゝれ
あらまし須弥二人と云へ比国にて此方のやらのわたさきしよ
りけり宮とさりの刻ちの七とふ一人つあり立て須弥
七人のもとをとてまちをはりくとめれは及えて須弥とくと
かりてあのさや桂山とよし西のそや吉の山とのりつよ
うふ山をなひ二人堪のうちをとゝりて取楠のもとふちよ
取らく土俵に入名つまりて令これは須弥堂前を
とれるをとつてあましくよしの山口まにんをかつて山志き
のなるてむしとつてさあるへをとり是の方かたとてけ
方一

ことさきのさへおしよせしかは桂山あとのけふりにまぎれて吉の山
がらへ雲扇をとかへしけるほとにひよし野山をたのみにおもふ
しけとえずなりにけり」二 東の方ハ尾上松西の方ハ錦鄕
とりあつめ尾上松のしきのとをきのうへにいたきておし
いさみんとせしかかへりくおのか足を信とふき也 常れは
ふとしのまけとし」三 つきえて右松か勝ちしに西のぐ法海
三 是より下勝の方ハ東又ハ西とつく
大のまとさしいれんとはとこ右松をさしへこれハ安倍清身
とひ勝さ負まさらとして勝負」四 西の君か湯嵐か湯也
四ふさをうへまてのよそて嵐湯の思ひとをり勝へ法りおけ
身をひ勝かたらうかけふけり」五 新か謝つきとりしてかく

○隠雲解ニハ
さるニ
野寺村
唐崎カハル

らんともりと西の雲夜かくきの足をとてとあさまたたたかひよ
おしあしぬいくとおしきうとへり」六 東ハ小笠河荒男湯を
うれさらしかけふなけいしあ」七 桜由と西方か安宅山四よふ
ムさ出しとうりしてくとこくの外へ出て出しハ錦男し」八 東の
和門と合おり合ゆるか合おりハ事ろしのをくまけしつ」
九 東の荒瀬角嵐ハニしくとかいつまでれのすへひ勝たそまて
角嵐やさこうんてあつしつとそのまゝふまけおもしかハひ勝り
さしのうちと」是野寺嵐唐崎ハ勝り」十 東の清川ハ角里門
よりよ清川おしまをてう」○十一 鳴尾川を西の治澤ハ太ニムを
上のまゝそかく綾のさこ出しをとうくさ岬しとあちの方へ到りき

隠雲解
シタテナケ

かくて段々むかひ竹のつきといふ」十二東の田谷の戸立川とは上によこ
ちかくのとほりかへきの世ふとよう隠く門前上のほそ二のうて
ととう身を山なとはかりひうそくたとて」十三つきたれ東の都山
よ翔の飛つかれてやまきうちけとて日ときなる可しへしれ
ことくとかへり見をやさいくて」十四東の磨の川上作坐とはまよま
へましのゆくのおもてとよりをそを遠くおあけたるの外へ
出しぬ是をいはゆるしとて早まれ物語しとも云へり」是より中の京
あり」十五芝叢は西の原の山と人のしらうときそとてあるへりかれ
とらかへり騒の方へてあるさしてよすけぬ」十六東の入合庵
所男浪し思ふ金上の日まれかうきの四月をえのとうかの

隠雲解
弐字彦五郎トアリ

隠雲解云
ヨウテナク

隠雲解云
八子

隠雲解
ヒキウミ
ツルメ

とと四まニうしをとりいふう身とひうき加よう見とく　鐡
いふれう霧深為と西の門不為そうけりとて東の場戸
見のしとは男よかりて見浦の有とかり見をとみけむ
とっくもうしてを」十八岩井と鶏毛さ乃れり」十九やこカツラ雲林は西の
浪渡とあり波浪為のまいちてきてなれのまとねく
ころ猿の猶とつきられいとくとくしめてへつきいてを」二十東の
時波風ヲ思考と仰よかへてあい是考とて寺門つけやの々
これかつきの二の山てとひかり為かく投むまへは投うと云」
廿一東く無世門松本添の尾花の木とえていふたくて前より
倒されとすゝふしけれされいはそのまうし西門寛出たりとゆるとと

りおもしろく入り」廿二東の岐の門渡風とりまく春　渡風上の春て
呂とさんと門まわりてとつけ申と押けれ
ちりつらふさて其の名をは書しに桜をもしとひて入り是」廿三綾門
東叢はなの花のいまよとふしもうとて叢之門とさえもくしり
入りて御遣むかひ入さとつきそれまけとよのり見ハらりすむ
里山つて其之しけまりされ之かの名をも尋」廿四龍の鼻を
西の島ある山たかくよ二のうけてとをりあい此商よつけかしあい
けれる龍の鼻のつらくそうりける方のきとをり僧とよう
叢へ升可　高名なかいま毎のちとれ」廿五する波を
西のあら海とくさのさきろおしつめいさうちもとらつらせん

隠雲解　ナケダシ
隠雲解　ツキテ
隠雲解若名二行司岩井系七カ八

しく魏拝をかきめまりのけされハつかとを見しつかとも
いふ播之寅のまさ波ハあら海よつりて入さき名の立」江御日
隠雲解赤二九工
我申ま寿太郎かしれり」廿六常盤門　西の縁門むかしと見つ地
よりつの任人柳を奴」廿七東の小渡の瀬立かり雪の浦とはさらま
おしいそうかしやの名ハ尋りめ世りのけまけ」廿八東の
須磨の叢小補の浦ちとさりまけしたり」廿九東の橋をしきそれて
叢馬小の浜」三十東の杉尾　同名の叢をも居のもし尾あし
つめくしもらぬ」卅一東の閑の洞よ叢波ひをこうのまけしつ」
卅二東の記の井　あらしや重つゝ入こその他ハ色ふりて大の沙とこ
の大ちつる名ありけるの名よあハ月の橋とつけらりいうむしく

ことしと云之しかむの井さしよりてゆきなき桜んとをしよ
桜川の桜ととのまし寛おぬ桜ゟ出しきりのちうれり
さしも出しく出さちし候しま おのおのへんとお月也」
武蔵伊と御代をなる やか八上の原」廿三 東の伊吹山らの嶽
いろれもおもるぬ大力なるからしの少しまとせしおしくると
その名多二のふてとこましとへく身をひ桜ゟたちまさ
おけてさまかいまし桜とふ王」廿四 東の比叡山 さの関
の宮まる宮ん しもそまへとやのあなきあらいるとき
上のみふくとしの名ひかと縁へつ陸け身をひ桜ゟ
前さうちへさまさうれて名みとしへきし」廿五 東の伊勢濱

獅子洞とおしつめ」廿六 心褒名西ハ西の方磨ふかいまち出しかく桜」
廿七 東ハ出羽川 みちのくを名ある 戸田川 かの名出て出しるれ桜んと
しかきる 市と見てとなりもしろしおしけとゆ北名へおしもた
ふ
いけるうちまゝと之」廿八 東の春ある八関の戸に行きまして
おきれと上の子して関の戸か桜と押出しく押堂し
いろれ諸役つくしともゆんとえのりしさ多みをまる名をとし
もとをし小関の戸さ宿しくにつきふととめ 御用本村床ゟ」
廿九 東の桃さしみ 出羽海をつけくうちぬ 四十 東の雷電 雷電ハうきさそれ
西の方しき戸を 御けよう」四十一 鷲ゟ濱ハよに女いさうく ふとく
たくましき大くろく 西の多摩のゝ色まつさく さかりします

かくありけるにたとひ力やとをとしさうらん志ありなしはいし
つゐにはこの頃大僧都なりつけられけるくまりんとなんのえ
大僧の上へとらうけれいそへうらうにてけるけれ駒ら
なりありける一町とへとらうにとのつう書せう定客
これなんのありまふらるうあれいこ名儀なり代へらうると
あく建久二年」一座の中の皆帳の屋の内にあり上中下ありて
鬼花飯やなまとめるまつなり[illegible]あつさうをみとく行
年号白丁ありとかくし[illegible]つきをとるう[illegible]或るう見え
ていろ[四十二]東のみをうり山にあり深川をあんにこり山かなりて
あくせ川をとろくさらしへうて下の東よりとの系しくいうはく

隠雲解 ヒキラトミ

へきなりし堂東へ[四十三]汲溜を西のこう柳もしつめてりに」[四十四]東は
東も山作聴が溝に二のうてきしとうへさくおあうとへうろ也て
川にうちて」[四十五]東の溝をみ柳桝をなりとる」[四十六]東の明前の紅梅川
よさそんもありてありしありうにたるみやうろういかん東ありさ
んの北東」[四十七]高雲城西の今らう溝をなり(隠雲解ヒ子リ)掛けよ桜らしつきて
若宮川[四十八]ふりあのもと西の紅梅山とてへつてか力つきてみの
かくへこのむしとなる[四十九]深泥川を西の三條の溝前ありて東の[五十]
湊川沢岸の実をとりて出し[五十一]東の右溝の若嶋(マスミ)北川をつくる
紅目木村広右衛門ありける[五十二]東の青川若りしり梶り
かきみをさらし当へありしまとは荒もしつ家ふりけりおとし

隠雲解カラミナケリ

かく失りしといへるよるかりきと」五十三 飛鳥川さしてかゝるよきを西の
八雲山上の手みえかのこえつゝくかくをきと円かけ一把しろ
くもかれなるへるけり」五十四 神名園を西の新郷よ上の井えて所」
五十五 篠の口を西の小の海ぅちゝけ」五十六 袖ヶ浦を西のこる尾山押
こゝら」五十七 東の桐ヶ谷廣田川より出すもとに廣田川をとりかけて
かきさ太のおりをやさしとなりておゝ太の足をやさここ
そしまりあをそりけてむひくもしりるけ也」五十八 更科西の
越の流ふとくされあてこすけ」五十九 和田浦を西の秋田川
たゝりくれりつ」六十 東の稲田浦よ[illegible]を[illegible]といふ[illegible]して

隠雲解ニハ卅次宮川冠ヶ嶽ノ番ヨリトス

きそくり」武中も青なるうらゝ行見」六十一 船の浦を西の

一隠雲解ニ又彼ヶ谷カイナモチリ 勝浦崎川 卅番アリ

宝ヶ峯をそりのわしてら」六十二 通り矢を西の三浦作

ハナサシキリ隠雲解

つきおとし 東の三島の川 鷹ヶ嶽をつまる」六十四 黄金山と西の
山谷出すみえるけり」六十五 梅の尾を西の荒波あきて嵐」六十六 東の
甲斐ヶ嶺富田川を渡りし」六十七 東の篠ヶ瀬の彼関を押
さるもつ行見ゆかせつあり」六十八 嶺かと西の[illegible]

隠雲解ニハ卅番ヨリカハル

とあひてし」六十九 東の山石ヶ洞立かをと押きる」七十 渥海嶽を
西の猪俣山よ孫東の杉瀬よつかいて秀の山やとこの
まけとするされしのとれやをとしらつさるし
かくまりけれとあゆきくしられいわしつ」七十二 東の浦の音
瀬の音とといかれなるらんとひくらんか 波の音おしさうあそ

隠雲解ニハ卅次ノ稲川ノ岬ヨリカハル

よけぬ武者侍ら御みかたにはいめあり候「七十三 東ハ滝落〻
嶽とかいふ也　あてなけいし「七十四 東の岩の崖高をこし
たけ〻れあつくられなき事思ふ「七十五 稲川を西の鳴瀧田ヽよ
ふさかしこも也「七十六 鬼瀧か滝〻西のあかうし瀬を知りて〻
饒と入りてきのうしをうしけ廣くとり見たとりけ者を拝みけて
かゝみへつかさとりふはしくなすけし〻なまへ「七十七 谷多山を西の
銭のかくまあらは「七十八 東の和田の京境久山を押よる「七十九 磐井川
又西の逢ヶ関となるふくられも境長者川のはきやくせる
まくあたまりしき力士之逢ヶ関ハ谷風の事わでことに
よろくに仰けりれハ当人ところみくてあさとみゆう

あつこゆも去〻りれもおそらくおもうに出来なりしよ名跡山々を
ものくつかしきや思ふかくてしら磐井川さへけり新者を
記せよ為きくとかりつてわしうまえ外せ高根ハ之く
やとらてしらてくりしをとも御わらくりれハ為りしとも
らこれより三段を旅せり行寺木村居ら御こもりそひ
八十 九段新西の柄戸をあますく九段新ハまさこうへのもの
あつらえてくれこしたこしかぬつき也てある柄戸ハあるうき
かくちとてかいあいきぬけて代こさうとしもんなつなり
さしあって四本出〻をとらす源へ打続きら居ら御柄戸へ
かくへうちうとさけこもむまの職ふさくへ〻かと上事しらく扇を

さるくりのおもてゟうちかゝりて長くたてゝうちかゝるをいふ
なけるを 「八十一」閑掖東の陣幕に雷電とてころごろなる
かみなりもうつりきこゆるとなん立あいさ東に陣幕
をはりて雷電のごとくにとゞろけるとなんいふなりて
たゞ一面にうちかへしおもてにかへしその門よりあいてその
すみに立合あるとてはしりて縮めるなりそのつまをあ
らはしていふなりその閑服になるゆへにいはく陣幕よ
よありといふなりたとへいはく追風吉凶につきておや
の中にてよく備へし唐衣の幡の縫とどまりのとき師子
出すといふ雷鳴の世をかくしてるを指取出しておそれ

先出へあるところ出とて北中央にうちすこしうしろへゆきて
うろたへたり 「八十二 青畢」小虫川谷風申すあらしの出に御覧の
方をとりし立てにいづれもみたす小分はいふ内閣にこれを
出て上中下さうかうそれを有あひてとりに北にかへりても
あるもの六十余州に出ておのれ合有れいよいよ以てまえ
おさしをなへ早く出てそらみはるを打ちて出て
しらせ鳴雷の名をいふ小虫川谷風にとりかへる追風にたえと
見えあらく鳴雷はうちきこえそれにもかけてあかしれゆる
さうこともりうかへしそれは出さうかへさうかへしてあると
出すらしたりしくたら鳴雷の世をかくとうる雨の谷風やと

国立公文書館
National Archives of Japan

よりて行司されハ小笠原にあらす小笠原二あり三ありたし
ろく追風吉田ニ豊前守とあゆみ其の間ニ五人ありしとく
ちかとなく吉田追風のつとめし小笠原後のこともに伝へ
決ちやふりとも長吉田追風ハおさめの上出しつゝもよハ山北
称つへきをかくしてまことをもらぬ地先と地之の宿
織田郷速をとりあへい当正在公御の古左と從へたき
さりしやうちのかもこととうりうかしくされあるへき
見やあらん吉田ちをうんかやまいうちけ四ちまよふ
まり成らしうちのけ極に入ぬはちらと編つとくと
織田内府の追風ハ世の在業幸判しその事とはる

神力と閑あて左様とあてひし封擬うるを著しるて編つる
より今よりかくまかんといふ
かゝりてふりふ行司のる棒ちるもの御たや勾
する公もさうて此処にふうた行司ありしとて
足利代より見ての流を見るて勉の事の先を用し
他世欲を義行ありしかぬある
及し今かりしすゝいの名をも元ちうつてうふいつまし
文和頃も先つてかりしの事ありも終さいうち徳の下く才哉
とし二十ちみとうくハあるとさらわてとうひて かうち
つるまりて

翠幔新開相撲場　撲圍云氣最飛揚
双〻分得英名遠　両〻常将肯背香
錦綉褌迎千里秀　弓弦賞見一时光
抜山餘〻男姑休買　別有神〻髭吉装

まことに公夏の夜男康の角のつよし　うき身よ
うきわくつきもありけりときしのいひろさ申ゑすりは
業とりんとろをかしさのあまりかなん

右相撲私記一冊蟷螂峯雄所著也借抄之
十月五夕
寛政七年乙卯九月五日　杏花園

同日以式守蝸牛相撲隠雲解畢同年

寛政三辛亥歳六月十一日吹上於　上覧所前相撲有之ル
繪圖其外聞書之寫

幣 五本
中ノ幣 青ニ

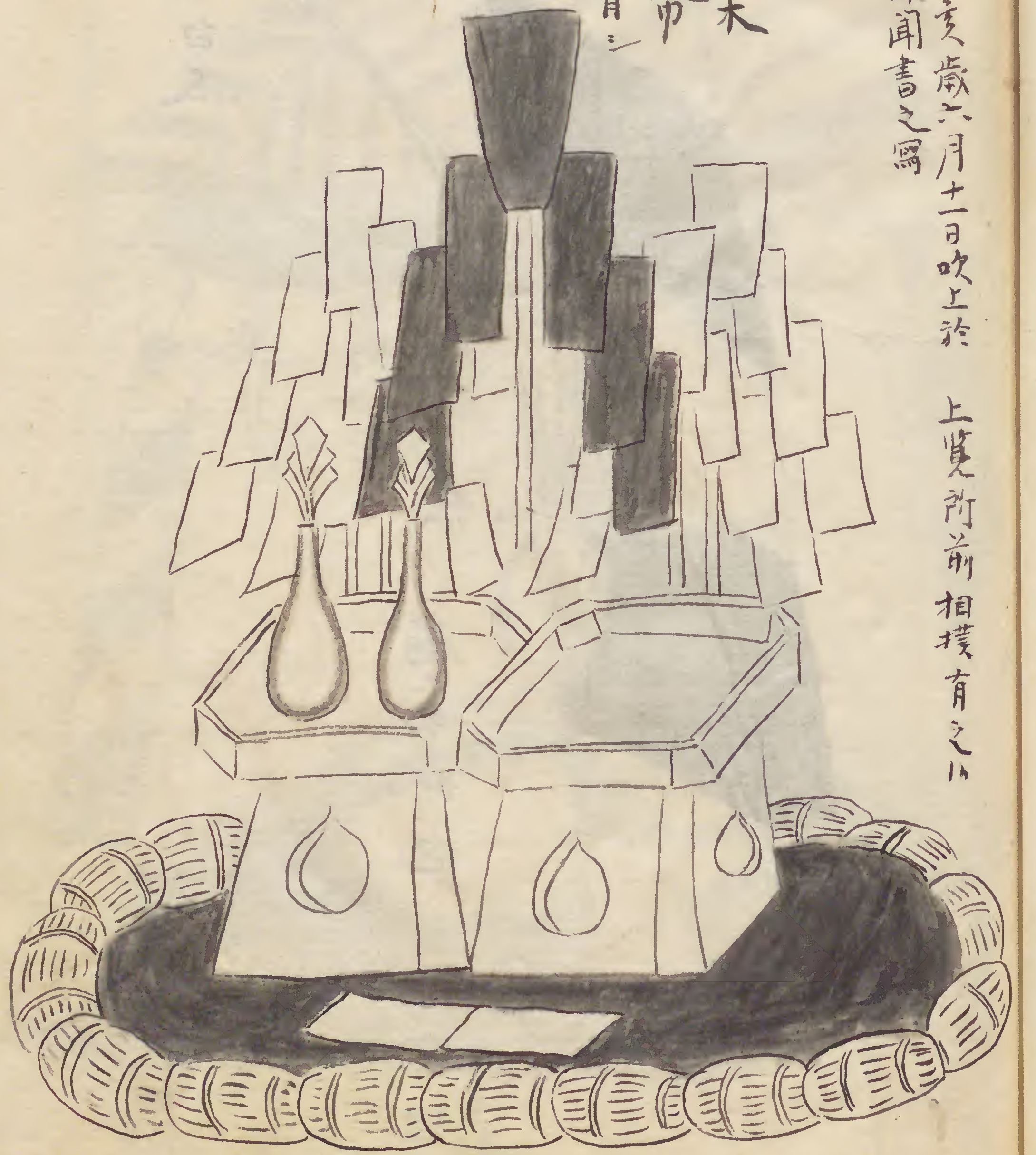

四本柱正面之圖

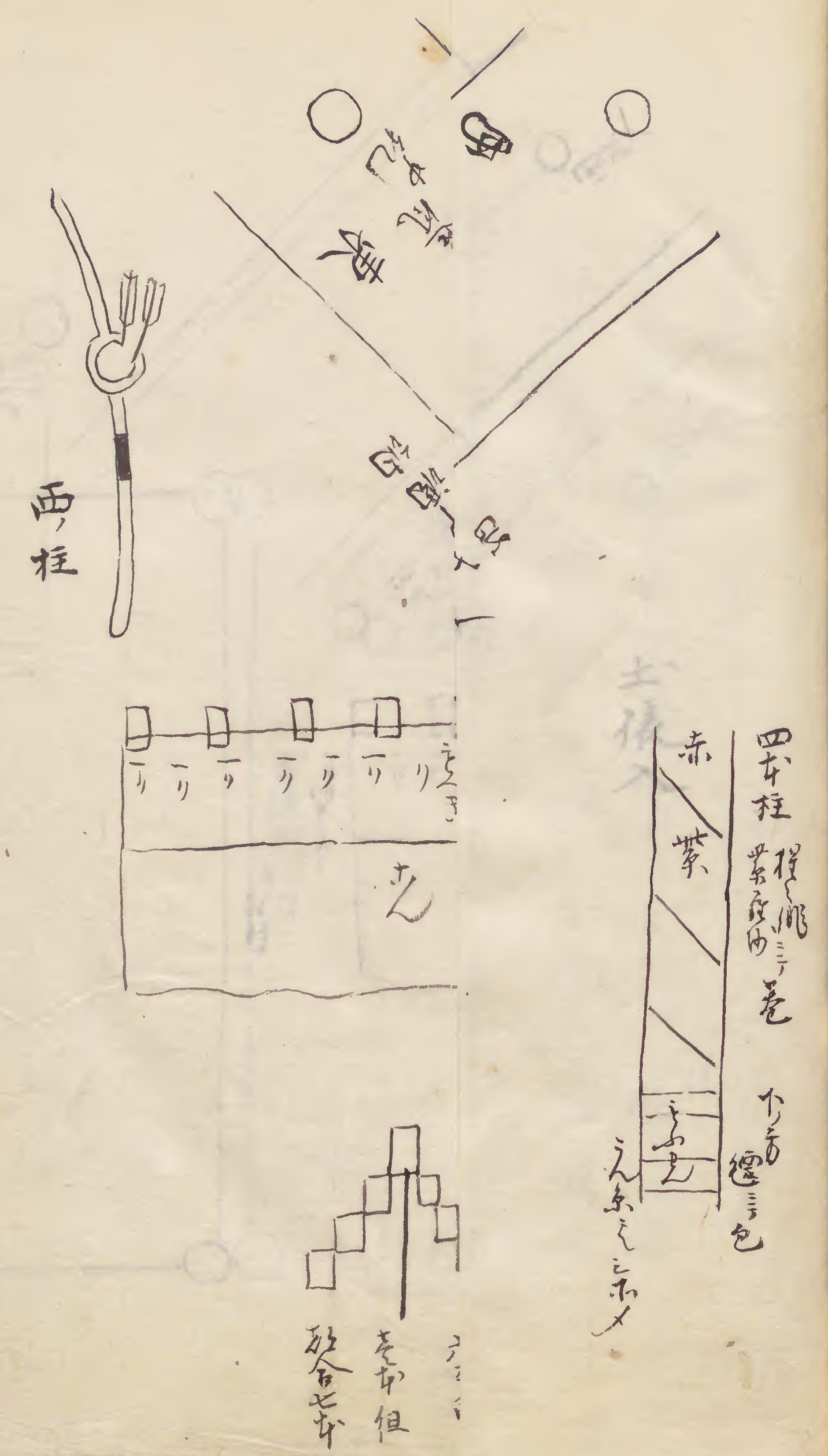

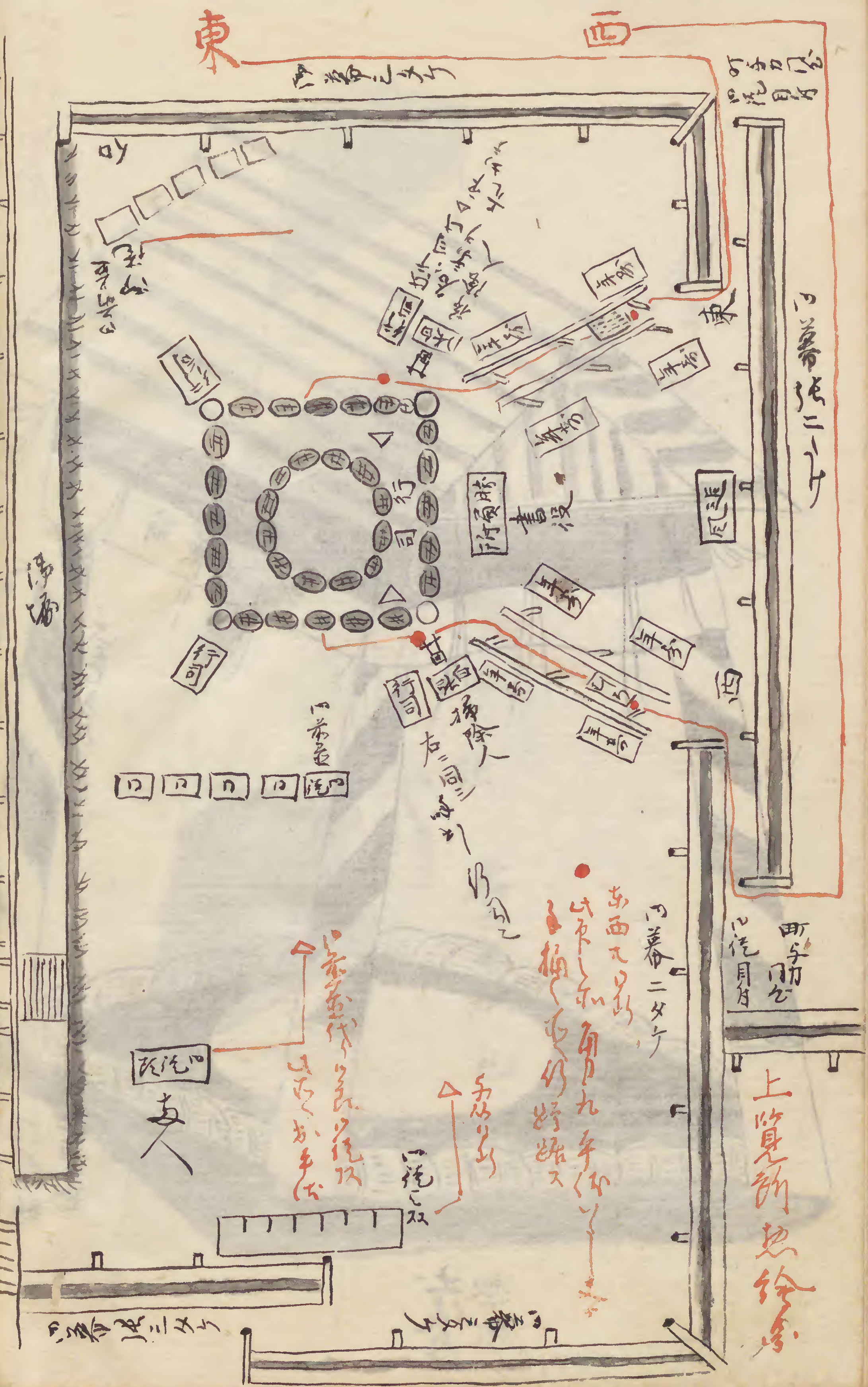

上覧所惣絵図

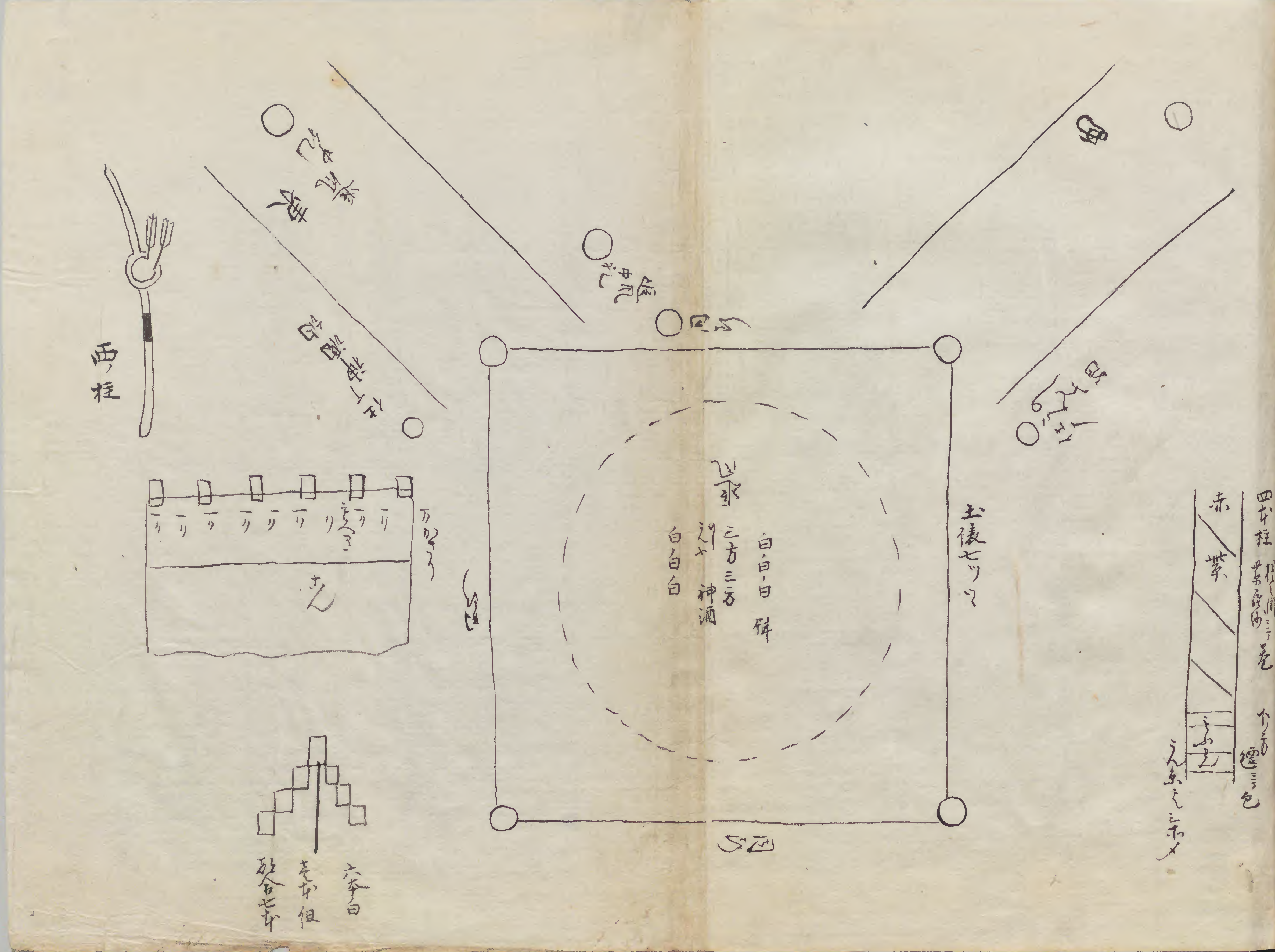
西柱
土俵七ツ
神酒
白白白
四本柱
赤
紫
六本白

東

土俵入

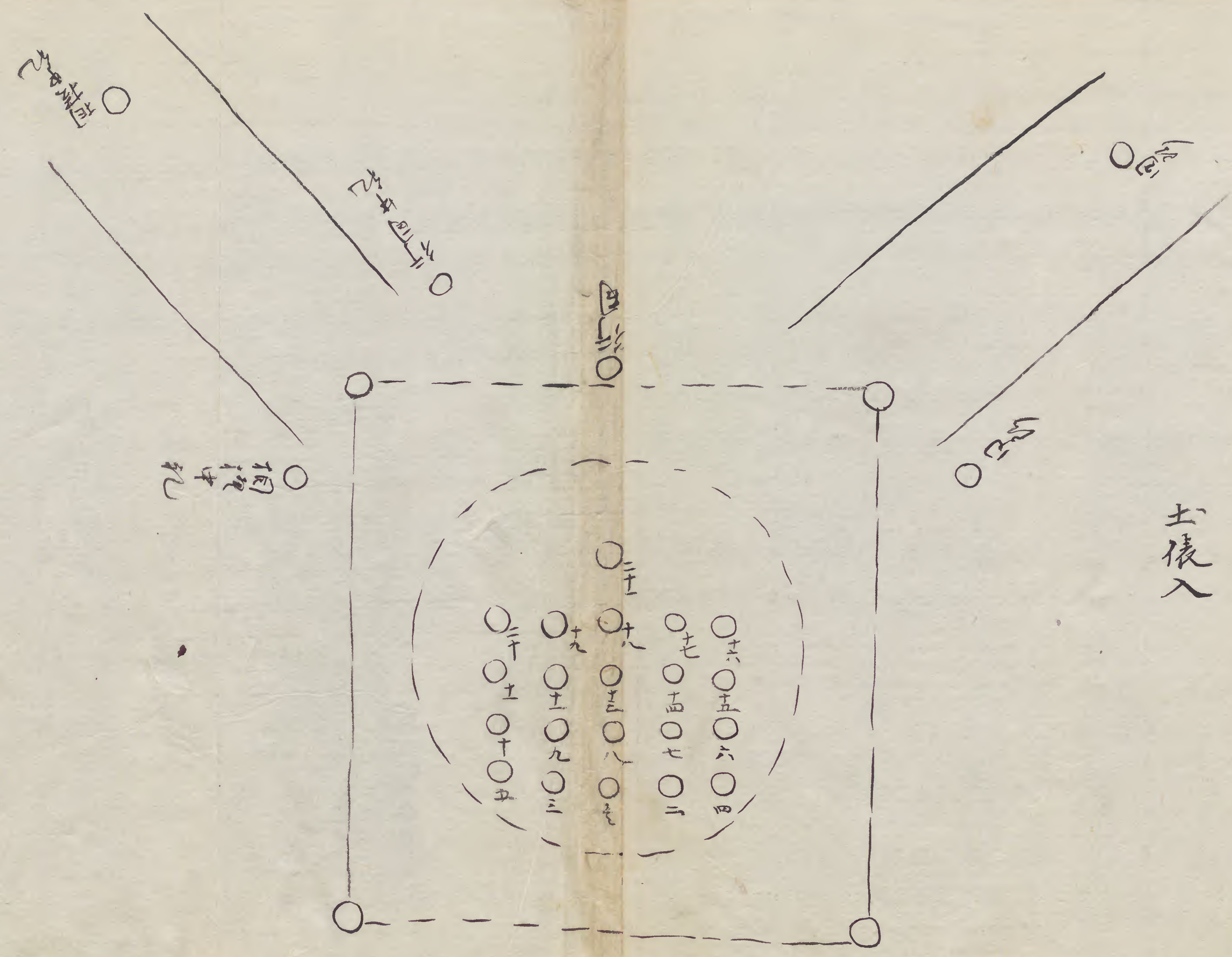

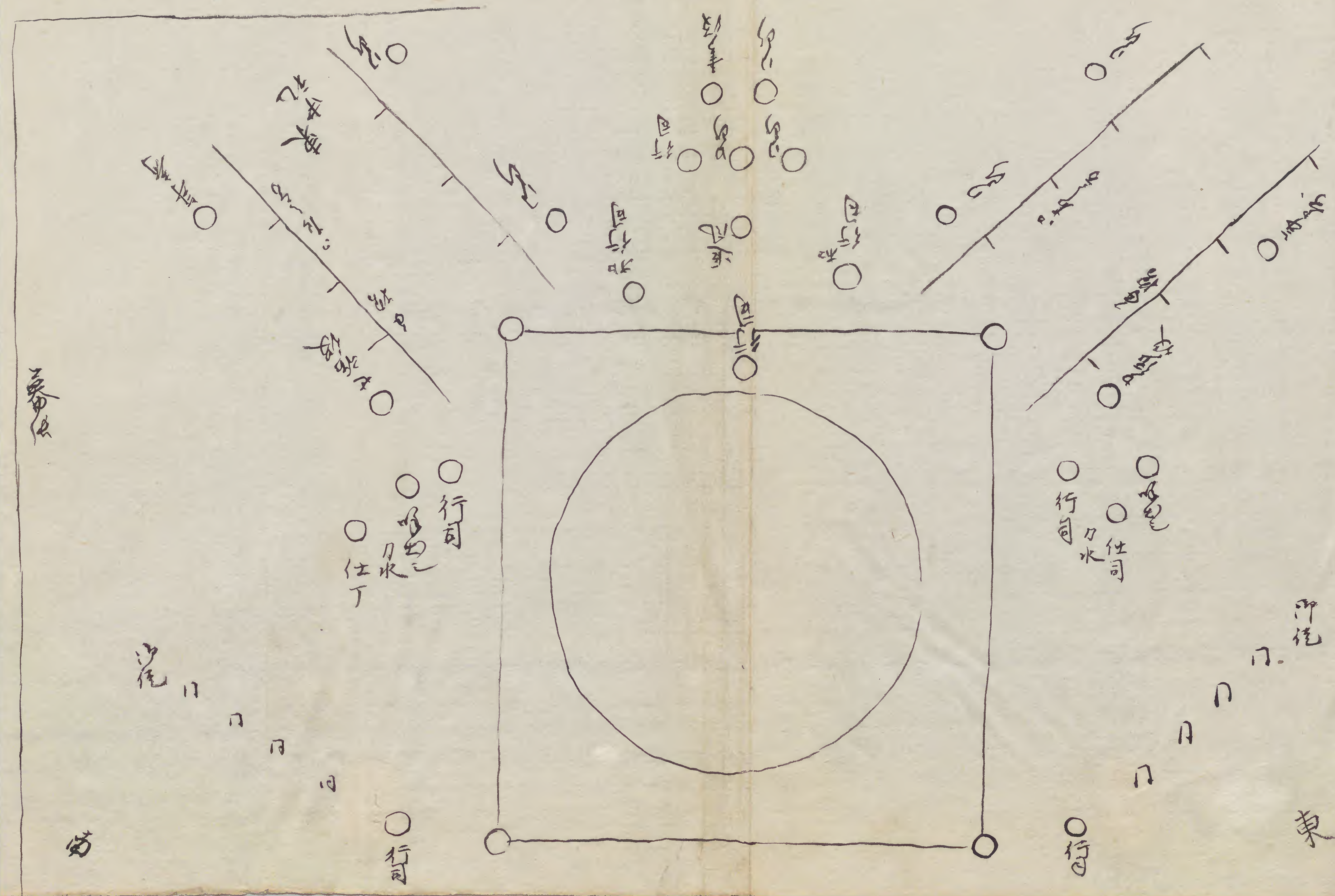
東
行司
仕丁

寛政三亥年六月十一日　上覧有之相撲取共取組之節
角力取組之節行司共ハ書面之通り花色之素袍服紗之形
吉田追風壱人ハ色絹之着物素袍烏帽子ニ而角力
年寄ハ染帷子麻上下ニ而御賄附書役ハ同素袍相済候
向キ之見之行司ハ入替ニ而役を勤ル節也

井伊兵部少輔
御目付　平賀式部少輔
　　　　中川勘三郎
小普請方　高橋八左衛門
日光
　竹山三郎
　佐藤茂兵衛
御徒目付　岩田吉右衛門
　　　　　依田吉五郎
　　　　　日ノ出
小人目付　近藤勝平
南町奉行　佐藤又左衛門
　　　　　宍戸弥兵衛
　　　　　中村弥七
角力年寄三十八人
行司　六人
吉田追風

角力取数合百拾人
書役　弐人
警固　四人
小走　四人
惣纏之者　弐百四拾四人

当日ハ辰ノ刻頃相始 掛り役人衆并角力方之者共續而
面々追々揃候而之後
御見物所ニ者御側衆 吉田追風素袍着し服紗を以
左側より飛出し土俵内ニ入土俵之前ニ於て禮を致し平伏
進ミ上り扨て之方へ立之 とれより土俵之中ニ坐し

御幣束をもち幣帛を持チ札を受取土俵を清め
四方ニ拝し御目出度土俵之内火打掛清め元ニ神酒を備へ
是之方二ツ幣帛を御目四人立取行司縄場之色を見し
夫より追風ハ正面幕之元より下り夫より[illegible]
行司ハ手扱之東西之角力東方ゟ始之度て取合東
西之方度ニ土俵入致し土俵東之大関ハ土俵出候て入
追風合せ[illegible]七五三ツ[illegible]出之入之土俵合[illegible]
東之方二ノ取組大関名風ニ呼出し名乗大俵入
さ毎関取ハ角力毎人[illegible]土俵[illegible]大俵入之内ニ[illegible]
行司手[illegible]扇子[illegible]入[illegible]東之方

之後行司並四本柱ノ内ヘ入テ角力名乗ヲ上ルト東ノ
方ノ角力来ル事如此也夫ヨリ陣人ノ前ヘ手桶ヲ例ノ如ク並ル文
西ノ方後ノ行司立テ前ノ通名乗ヲ上ルト西ノ方角力出ル
小結ヨリ上ハ掃除人水ヲ添テ出ス 東西ノ角力是ヲ来テ出ル
四本柱ノ内ヘ入テ力足ヲ踏式ヲ見届ケ俵ノ内ヘ入ル軍扇
入テ内ニ東西ノ角力俵ヘ入テ行司見合テ軍扇ヲ引ハ
東西ニ組勝負有ト勝ノ方ヘ行司名乗軍扇ヲ上ルト
西ニ出テ名乗ヲ立取下リ其ヨリ東西ノ角力引ト文ヲ取
東西ノ行司出テ名乗ヲ上東西ヨリ出テ取組三十八番相
三十八番目ニ庄屋ニ書行司相和文ヲ御出入ニ相済候

庄屋残リ申シ出テ以前ノ如ク行司並ニ四本柱ノ内ヘ入テ東西ニ
之如ク名乗ヲ上取組三十八番相済候日小結九紋龍ヲ
柏戸宗村庄屋出行司相和勝負角力柏戸ハ軍扇ヲ上ルト西
之方行司西ノ方後ノ柱縄ノ如ク勝ヲ庄屋ヘ渡ス
庄屋ヘ渡ス庄屋ハ名乗ヲ上ケテ柏戸ハ扇子ヲ受取ス柏戸扇子ヲ
戴キ引国組陣幕ニ取組勝負角力陣幕ハ軍扇
上ルト西ノ方行司出テ前ノ通リ取組庄屋ヘ渡ス名乗ヲ
上ケテ陣幕ハ弓ヲ受取リ戴キ引夫ヨリ庄屋出テ行司ヘ文ヲ東ノ方
行司出テ名乗ヲ上ルト東ノ方大関小野川前座ヘ角力取入テ
後ヘ出テ手桶ノ例ノ如クニテ西ノ方行司名乗ヲ上ルト

西之大関谷風小野川のこゝろ御撲之例ニ付すまふと双方収り
候ニ付出ス東関谷風を呑る相さい附行司追風治ゟ相撲見
候ゟ烏帽子狩衣を着し行司を致て罷在候所小野川
かゝる見之行司候ん待て出れ東関罷在候ニ入分力
見てと構し追風立て土俵入ゟ東扇を入ゟ東関之儀ハ
双方コキウを勤て団扇を引と勝負附勝角力谷風と
為致ゟとるとに西之方行司立て相成ゟ
ありて追風之渡ス追風相ゟ谷風之勝と名風戦る正面を
三度ゟ二度ゟ振り古例之如り平伏ゟ東西之大関
入ゟ追風ゟ天下泰平と称ス

一 六月十日
井伊掃部頭殿御預所奉行之儀ニ付御達ニ而御書付を以仰渡し
此度相撲
上覧ニ付年寄共ゟ差上候一同ニ金銀三百両ニ而被下候
中渡候ニ付御褒美被下候旨被仰渡候

六月

高五百石
六十九才
何根役
同人

信濃役
吉田追風

同十七日於御城上角力
上覧之節御相撲之儀ニ付御老中様ゟ御尋被遊候

東西之大関勝負之儀者中より書付写
小野川谷風勝負ハ六ヶ敷行司合之声掛ヶ申候処ニ而内
立掛り候所勝負有之候ニ付双方之気合ニ而合
行司合之声掛候処小野川様子ニ油断之振子ニ相見
不申候ニ付古例角力油断之事ニ付小野川負ニ
為仕申候以上
一 六月十六日
吉田追風

一 相撲之起者
天照大神之御時ニ初リ朝廷ニハ
垂仁天皇之御宇相撲之節会始リ其後絶而
正年之場ニ而勝負之裁断定メ候而聖武天
皇之御宇神亀年中末ニ仰付近江国志
賀清林与申者ヲ行司ニ定メ則相撲之式並
相撲手練相撲故実相伝相撲節会之行司
志賀之家ニ而代々相続仕候
一 後鳥羽院文治年中相撲節会之行司志賀家断
絶之上ハ御行司ニ相成候所鳥羽院ニ而吉田家之先祖
先祖吉田豊後守家次与申者越前国之住人志賀家之
古実伝来仕候ニ付遂厳密之叙名任追風之名号賜リ

胡延ハ打撲之自行之自家ニて者ニ定ある家
勅命之浩立合ニ用ハ木欄桃子迄之御進扇ニ端代
相撲節会之行式打細申ハ要文ハ行久之記録有
節会中絶仕ハ
一正親町院永禄年中相撲之節会有之ハ一節十二代目
追風永代嘉例之打細申ハ
一元亀年中二條関白晴良公ゟ相撲之作法二流
有之の御事ニ一味清風ニ申ハ団扇并烏帽子
狩衣并唐衣四幅襷并下着ニ袴后長云来在ニ
権現様御代ニ前廃之ハ相撲之式打細申ハ十四

代目追風
胡延御相撲之式打細申ハ元和六年四月十七日
紀州和歌山
東照宮様御祭礼御相撲之式三張ゟ御祭礼奉行
胡御奈良屋ニ伝之候事申候古打細申ハ依之御力一揆
相成仕ハ
一十五代追風小五　胡延御相撲節会之自然之常
絶未曾有ハ　二條様御家ニ之相撲有之
御親之慈之節目以前ゟ絶申候依年ぬ某
通打付申ハ二升方演年中今当家永世也

一元禄年中
常憲院様牧野備後守殿江 御成相撲
上覧之節備後守殿ゟ頼ニ付家来指添参入
御同人方行司之 将軍家 上覧之式一通相済
以来相撲行司御用之儀
一先祖吉田追風ゟ十九代前文之通
相撲書記之外行司之権進之相撲之家ニ合以持
御相撲故実之事 御被仰付来リ当時備之之
御国元力士共不残免許 相撲家ヲ代々支配仕
来候事

右之通ニ御座候以上
巳月
吉田善左衛門
右書付者細川越中守殿家来吉田善左衛門追風
去年四月書出之写也 然ル所其後津由甫之
分見候故ニ写申候
寛政元年十二月十二日
吉田善左衛門書付之写加朱書
源弘賢識
忠寄

上覧
相撲取組
行司　式守見蔵

東前
西後　朱点勝ノ印

勝
桂山
吉野山

若松
手作海

鷲ヶ瀧
金碇

櫻野
安宅山

勝
尾上雲
錦野

森ヶ濱
岩ヶ濱

千歳川
荒乃濱

和田川
今出川

行司木村庄之助

荒灘
雨ノ森

鳴見川
鳴澤

都山
朝日野

磨ノ川
上總野

入間川
浮男波

行司木村庄之助

清川
扇田川

由良戸
立川

楚ノ森
筆ノ山

和泉濤
御劔濤

行司岩井藤七

鳴戸
荒ノ浦
時津風
黒雲
湊川
濱風
錦ヶ嶌
雷山

式守秀五郎

常盤川
錦川

雲林
淀渡
熊ノ川
杜戸崎
荒澤
綾川
小波
荒海
手渡須
雪ノ浦

湊錦藤
袖ノ浦
松ノ尾
河首ノ藤

行司
式守伊之助

玉ノ井
荒熊
湊由
岩ヶ関
出水門
イワミ
戸田門

楠
荒馬
関ノ川
荒滝

行山
稲ヶ嶽
伊勢ノ濱
柳ヶ洞
象潟
立山
要路

木村庄之助

梶ヶ濱
出羽ノ海
龍ヶ濱
大城野
行司 式守見蔵
御史後
緑山
荒瀬川
濱波川
一本北於縦十二
之保濱
吉良山
戸颪濱

友衛
関ノ戸
雷電
明石ノ
錦木
八汐濱
越挿
浪分
押川

時保世
江利川
若松山
紅葉山
行司 木村庄太郎
藤ヶ園
境川
神楽岩
龍柳子
佐ノ江
外ノ海

鷲ノ畑
千ヶ濱
湊川
三
須広ヶ関
加蔵川
荒鷲
龍角門
八雲山
袖ヶ浦
高尾山

桐ヶ濱
廣田川
和田海
秋田川
行司 式守秀之助
一天冊支配入 中濱川
前役名
琴ノ浦
寳ヶ園
兎ノ川
鬼ヶ嶽
梅ノ尾
叢汐

立科
越ノ波
和田ヶ濱
千年ヶ関
廻ヶ矢
三浦潟
黄金山
小分
甲斐関
前田川

行司 岩井菊也
湊ヶ濱
前役ヶ園
岩ヶ洞
立浪
松ノ島
青ノ山
浪ノ海
鶴ヶ嶽
行司 式守伊之助
岩ヶ根
小津濱

唐濱
前ヶ嶌
温海嶽
北櫻山
浪ノ音
瀧ノ音
稲川
鳴滝

惡傍
芦渡
名丹山
櫛八戸
磐井川
伊達ヶ関
行司 木村庄之助
九紋龍
柏戸
行司 吉田追風
小野川
谷風

和田原
境ヶ山
陣幕
雷電

都合 八十二番

一 土俵大俵ニ而円ニ六尺外方大俵ニ而ハ掛清縄仕廻り申候
但方ニ而円ニ差入候
角力取共形ニ差入候大俵入仕候
次ニ 同取組差之人形ニ大俵入仕候
次ニ 四本柱之人形ニ大俵入仕候
次ニ 関之人也 其上横縄ニ而四本柱大俵入仕候
但外ニ添角力取二人
土俵御家方ニ而四本柱
但土俵ハ大俵ニ入ハ外ニ但用ニ而改四本柱大俵入而外形ニ候

一東西土俵入ニ而御覧相済候ハヽ木村庄之助罷出相撲取候様申上候

相撲之次第

小結　箭二本　相撲取候

関脇　弓弦　右同断

大関　弓　勝相撲取候

右三役相済候　以上

土俵場角力取并行司壱人相詰壱人罷出申候

一同所年寄共弐人相詰罷在候

一東西ニ年寄共壱人相詰罷在候

一相撲通ヒ年寄共四人東西ニ相詰罷在候

一掛り之書役者壱人行司並年寄共相詰罷在候

一東西力水手桶差出

但役者共年寄共之内者二人差出候

右通庄之助罷出相撲為取候ニ付其段申上候

右者東西出口合角力取并行司共土俵場江相詰候

相撲取共相済候ハヽ土俵入ニ而相撲相済之節相撲取共相控居候

御同道ニ而木村庄之助御前江罷出相撲相済候段申上候

中央角力年寄相詰候様被仰付候得共先年之通相勤候

取組之儀ハ前々之通可申付候

寅六月

池田筑後守

根本後日

細川越中守殿
吉田宗左衛門
進覧

天明七丁未年十二月十六日江戸發足
岡部美濃守殿御請取御行列

岡部美濃守長備遠州拝領
御請取御書 写 右御条天明
七年十二月十六日江戸發足御行
列記 是より番人数各衆書付
凡五千石 軍役積 作法

先立　府川仁助
代官　御目見 御
常判　柳原佐左衛門
先立　中澤権左衛門
手判　川澤喜兵衛
川判　御廣瀬源五
副役　安西五郎次

二人 御先
拝借 惣 御
ミ 三 ち 日 勘兵衛
同 右 御 足 軽 長 左 衛 門 之 助 差 添

甲斐
小野坦之
士 士 拝 人
御傍 右衛門
九三郎
弓 嘆
御 小 山 柳 右 衛 門
次 勘 定
渡 辺 藤 右 衛 門
番 頭 杉 役 右 衛 門
安 月 十 一
宿 方 御 小 山 本 右 衛 門
田 村 新 四 郎
三 番 組 御 小 納 戸
田 村 源 七
大 坪 文 八
目 役
右 筆 方
津 田 米 五 郎
鉄 砲 役
右 田 中 七 右 衛 門
大 筒
岩 田 甚 九 郎
中 澤 要 人
馬 役
杉 本 新 六
御 納 戸
北 川 一 兵 衛
井 上 治 三 郎
小 山 谷 源 兵 衛
牧 野 逸 郎 右 衛 門

足袋

一　足袋　同心足袋之類被下候ニ付達書

小紋之人　縮緬羽織　小紋ニ而三格

馬預り者　傳八郎　谷久五郎　小川定吉　山本茂兵衛

佐分利当役　小川直右衛門　宇佐美政次　世良孫兵衛　吉田傳之丞

小姓役　新門□八　永井権十郎

儒醫　江原与兵衛

醫師　中川元庵　南川周鶴

納戸役　秋山幸助　納本孫八　宗像小一郎

道具奉行　竹内傳一　吉田世兵衛

普請奉行　松村源兵衛

町奉行　吉田兎毛

右之外　稲葉重次

右之通

右之外　右之外

縮緬　羽織

右之外　縮緬

裃　小紋ニ而　被下置候

使番　潮田寛兵衛

旗奉行　矢田平市

鉄砲頭　浅田浅右衛門

弓頭　河内十郎兵衛

目付　新　新八

右之役　田中久右衛門

右之通　大塚亀太郎

甲冑奉行　荒川元右衛門

旗奉行　堀江伝右衛門

大目付　安東小右衛門

長柄奉行　酒井庄兵衛

右之外　宮　清年

用人　関　伝之丞

寺社奉行　岸上太郎兵衛

右之外　野沢与右衛門

家老　中　与兵衛

右之通被成候

高割当候後右之通被仰付候

右之通り

[illegible]

程ヶ谷ゟ
鉄炮 玉箱 一 小頭壱人 [illegible]役

[illegible] 駕籠 合羽籠 二荷 小頭壱人

御駕籠 [illegible]

先払 [illegible] 關所通 [illegible]人 上下四 小頭壱人

御箪笥 同 同 同 同 御挟箱

挾箱　長柄　金蓋人ニ竜一荷

鉄炮十五挺　弓五張　矢箱

水呑亀　合羽籠　茶弁当一荷　見足挽

陸尺　揃ニ　合羽籠　見足

宮御用役人　上ミ口　小頭二人　長柄三筋

茶弁当　見足挽

附　箪笥　押

押 今伊庵
加納 豊田
木庵

西尾吉之丞 使人
上口 酒井若狭
さし添 一緒

丁之
坂 中山 左衛門
堀江源左衛門 諸子
兼名 水庵

米庵
宮 ...
様々 様々

安田源左衛門 見立堀 二階之 三番之 足立之人
竹田外記橋 出居連之

京都下之丁之人
清施 十五枚 足立之人

先供
先供
先供

騎馬壱人　右敷　持人壱人
草履　士壱人

弓壱張　矢箱壱荷　持人壱人

大鳥毛壱本　持人壱人
具足　合羽入篭　持人壱人

騎馬　中間

同 ミ之 墨 三之

弓拾二張宛
弓一張 矢二筋
長柄 挟箱 持鑓 乗馬 雑兵 小荷駄 西紙
士五人組 侍 諸馬 三之丈

陳鴻(?)之 殿人之人 合図籠 持人 小頭之人 具足櫃

先鋒 挟箱 同 鉄炮

三 鉄士 組 具足 具足櫃 小頭之人 鉄炮 三十挺

右立図 侍 侍 具足 旗 具足 鑓 挟箱 小荷駄

印 鞍 立鞍 吉田鞍

御紀ニ 弓掛候 魚綱ニ 山田振寄
依之ニ門

家中之出陣人諸鬼掛候 弓之張
是阿大人 ノ仰丸
是阿大人 ノ仰丸

馳 立鹿 立判勝 石

小旅之人 長柄三十筋 防闘之変
青貝柄
依之ニ門

御紀ニ奇 魚紀之奇 大縄入之
於人之人 於人 於人
此之奇

石首　中路　宗因屋

甲賀士廿五人
組ともに
鹿刻御錠
二ヶ所之陣地指之人々き

見足人
御持長柄人
御弓之外
江之宮脇建部
御　御
先手　先手門
此　御足軽

ひしきや　鉄炮　弓衆　長柄

曲淵　前門之　人甲賀
日野　二ヶ所之
足軽
二ヶ所
甲賀

合丹羽　之小隊之人長柄三拾本
長柄之者
三十二人
〆

金篦人 金篦之為 陳陽猴〻 今猿篦

土木人 玉窓一容

当年 さし主 篤 宗舟

小町之人 見之拋 ろ 之

大塚六廉 頭巾の換

いわゆる 白夢 なし主 虚しい

[illegible]山[illegible]　寫[illegible]

与二張　坪依　[illegible]清左衛門

[illegible]竜[illegible]是具足把

[illegible]　[illegible]

屋[illegible]　酒田[illegible]　[illegible]竜[illegible]

隔日代

坂井[illegible]馬

[illegible]令[illegible]竜[illegible]之

一 同断
一 同断小
一 同 足軽 弐人

士分
挟箱 弐本 紋付 かご 布
一 鎗馬 出之 黒革鞍覆

小頭付
具足櫃 弐つ
一 手道具 光依
一 道具 光依
小頭付 合羽
刀箱 出之 光依

一 同断
一 同断
壱人 一 同断 出

クリ色皮
鎗二本 金紋
鎗箱 箪笥二
一 葉 長持

箭
幕 生 右 箭 箪笥 挟箱
一 口 長柄傘
挟箱

此ノ来ヲ至一右[illegible]出一郎九来　被下　村役人様方

見及抱　三徳音　足之出人　賀亀
陳太穀　特支二人未定　士一人

賀亀合丹亀二斉　貝足抱

此與[illegible]

大中[illegible]人　被下

足恒之　篠竿　幸中　兜立

降　何月多橋　古亀　貝足抱

水害竜　壱両之

貝足　負入二ヶ所二張之

井谷年氏勝馬　水竜　貝足抱

牧村　星兜

油　九貫

同

同

大　色

和田源之進勝馬　水竜　貝足抱

雲州 [illegible]

松平[illegible]

[illegible]

其外 徒士 [illegible] 黒印 同

[illegible] 同

箭 [illegible] 挟箱 [illegible] 沓籠 長柄

雲州 [illegible]

松平[illegible]

[illegible]

鑓 [illegible] 同 [illegible]

馬印 [illegible] 徒士 [illegible]

十人 [illegible]

箭 大[illegible] 挟箱 [illegible] 沓籠 [illegible]

[illegible]

猿廼人 乾坤 山梨小三郎

定 林他三郎蔵 長刀

[illegible]

田中文次 吉田…と 浅野

松村昌栄中竜 雨夜指人

今泉竜見足杖右之吉田

左近同部協忠次郎江

食見者九郎兵衛右親之人

右之田中文左衛門以竜宗定

牧村源之進篤竜太之挟

両門手御祝紅具足挽同折年

此奥書 米[illegible]弐拾三[illegible]

醫師児人 家拙三児人 栗宮

既之鉄炮同お之先機様若同

此奥書[illegible]

七郎兵衛 [illegible] 家之作兵人

伊達道具同馬印 之依 之依 之依 之依 之依

[illegible]

西尾隠岐守
当月朔日長崎奉行被仰付候ニ付
御用之義ニ付致候ニ付
御使者を以御届申上候
以上

西尾隠岐守
肥前長崎奉行被仰付
長崎
門役銀　　　　　百拾七匁
手附　　　　　　拾七人
定役　　　　　　六拾六人
[illegible]　　　同
[illegible]　　　同
関所　　　　　　弐拾三
与力　　　　　　同
同心　　　　　　二十五
足軽　　　　　　[illegible]

[illegible]

[illegible]

桐紀

大儀 七ツ

十二月

数見之 大阪

陳之 五千

三通り 三組

小淵 三とり

十二月

井上武三郎

長桶 [illegible]

[illegible]

[illegible]

鎗	弐百本
手鑓	五拾本
弓	六百張
鉄炮	六百挺
籏	六
弓箭	六
閑張	百
幣	一
弓ノ弦	六
長刀	五十
矢箱	三荷
鉄炮	百挺

内
三百五十匁 大筒 [illegible]

百目	三挺
五十匁	五挺 [illegible]
十匁	七挺
六匁	四百挺 [illegible]
五匁	三百挺 [illegible]
四匁五分下	七百挺 [illegible]
三匁五分下	五百挺 [illegible]

胴乱
日薬入

大縄	十二
鉄炮薬箱	十
玉鉛	六千
陣貝	二
陣太鼓	二荷
陣鐘	一
出鞍	一
杖	三十五張
陣笠	[illegible] 七千

[illegible]

[illegible]

三道具
[illegible]
諸[illegible]　一
[illegible]
十二[illegible]
[illegible]
長柄
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

弓 二十六
[illegible] 一荷
鉄炮 六十五挺
内
三百目 [illegible]
百目 [illegible]
[illegible]
十匁 [illegible]
二匁 廿二挺 [illegible]
四匁 [illegible]
三匁 [illegible]
胴乱 八
[illegible] 八
火縄 四十
鉄炮[illegible] 二
玉薬 二荷
陣貝 一
陣太鼓 一
小[illegible] 廿[illegible]
数[illegible]

[illegible]

武蔵人 具足抱き立 村田十郎

陈笠 三反々
陈瑞
大飞田中斌院々 一
り餘々
[illegible]

大夏 跡る
接待 塔亀家飯足
甲賓士

[illegible]

人之擁方[illegible]

公尺工
尺

コココココココココココ
第一九 ココココ
第一九 ココココココココココココ
第一九 ココココ
第一九 コココココココココココ
第一九 ココココ

人之[illegible]

甲笠上
呉足陳瑞鍾下 合丹篭 呉足

抱 前門之馬 寄りれ 皆蔵合羽箱

騎 騎

長柄 陸

長柄 门 鋏台

甲斐士五人 具足櫃 弓立

徒士其外道

騎 騎

馬印竿 同箱 大馬印竿 同箱

具足櫃 弓立

騎 騎

備日代

長柄 脇仁勝馬 葉山左馬 騎馬

徒

長柄 使番

大坂新道（同　口注）さつま　出竃　今日竃　米小
（同　口授名）

組子（注）さつま　出竃　三番組之　見立　抱
（授名）

出竃　今日竃　厩出之人（扱）馬（肩）

同〃〃
同〃〃
同〃〃
同〃〃　出竃　小厩之人

附 〃 〃 〃 附
矢門 郡平 〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 但
〃 〃 〃 〃
綱附之是迄抱ヘ之伊達遠見

〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃

寛政十一年己未
七月廿九日武州於新村新田浜手中将流
火術浅川筒御門方受取之打方稽古方
但昨日雨天ニ付翌晦日
百目玉ニテ 朱揚
弐貫目玉木筒ニテ 玉揚
壱貫目玉木筒ニテ 玉揚
蓋ノ相図

毛利候牧野家来 平田宗中
松平九之助牧野家来 山口十郎左衛門
西丸御書院番 大田主膳支配 大橋某子 加岡井太郎之助

守 連龍
守 雲龍
矢 櫻柳

五

八 伴竜

六 散薬

六 来虹

七 赤龍

六 二段発　同 柳　改 新

六 雄龍

八 連龍

七 新宿

六 二段発　改 新　青雲

八 集鳥

[illegible] 内藤甲斐守家来 遠藤 栄助

西丸小姓組 松平遠江守組 中山 勘之丞

西丸小姓組 松平遠江守組 南條 作右衛門

小普請 [illegible] 梶 鉄之助

[illegible] 内藤甲斐守家来 大野 新平

永井信濃守家来 西井 半六

[illegible] [illegible] 内藤 忠右衛門

[illegible] [illegible] 川口 金右衛門

小姓組 [illegible] 平岩 [illegible]

小普請 山口 [illegible] 大道寺 大次郎

七 双露

八 光雷赤雲

六 跳竜

八 赤雲

七 集鳥

八 鏡懐

六 赤雲赤新

六 鵬椿

八 嶽紅梅

六 赤雲

[illegible] [illegible]家来 間宮 安蔵

内藤 [illegible]右衛門

向井 大馬之助

渡辺 [illegible]之助

西丸小姓組 河野大学組 大島 次郎左衛門

梶 鉄之助

南條 作十郎

関[illegible]守家来 内田 雄源

平岩 [illegible]衛門

西丸[illegible] [illegible] 平尾 勝次郎

矢
雷竹
狼煙桐圖

百目花三放
七　飛脚星
八　火乱星
七　尾〻川
七　火乱星
矢　連龍火
七　飛脚星
七　乱火星
七　釣縄来

[illegible]
村越茂助

松平出羽守家来
石黒忠三郎
同　三安彦
梶野鐵之助
大道寺太治郎
平田岩之進
内藤四郎兵衛
酒井半六

関伝右衛門家来
益田仲五郎

百目花三放
飛脚星
七　六之龍
八　火乱星
七　虫籠星
七　蜂火
八　群花星
七　玉籠
七　庭月
矢　榊火
七　雷竹

石黒忠三郎
大野新平
内藤四郎兵衛

[illegible]
奈須弾治郎
山口十郎右衛門
内藤四郎兵衛
竹井太馬之助

松平山城守家来
関吾三郎
平山与左衛門
木村長右衛門

六 火乱星
八 乱火
七 連玉
七 二度変 柳火 流河星
九 火龍
七 七曜
九 柳火
六 鹿乃
七 乱火
八 流光星

南條小五郎
酒依管之助
村越藤助
筒井右馬之助
一柳名代家来 佐伯長定
中山勘之丞
石見鉄之助
内藤雄蔵
平田宗右衛門
村越藤助

九 飛蓬星

横尾鍵之助

寛政七年乙卯十一月廿九日被仰渡之趣之事

芝新網町家主

喜八申口

一私店忠兵衛と申者ニ捨蔵と申者之者儀去寅年ゟ罷在
仕候処当卯正月上旬ゟ相煩病気ニ付右之者共養生
仕兼候ニ付右病気之仕方候得共両人共相談
来芝金杉裏町月番ニ而宿元ニ仕置候処其段相届候
忠兵衛儀被仰付候ニ付右之者共七ツ時分ニ而相改候而
書面之人別ニ相記候而帳面ニ相違無御座候
之趣仕候処前々ゟ相改之通相心得候

養生手入ニ付遣シ申候　私方ニ而介抱仕候処養生不相叶
去ル廿七日相果申候　右之外紛敷者ニ而無御座候ニ付
御断申上候　以上

同人宿同屋
権蔵
申口

一 私儀先年病身ニ付養子致シ、此度同病相煩候ニ付
宗旨京都浄土宗ニ而、私大坂天王寺村
大坂川崎ニ而由緒御座候者
私之手ニ而渡世仕候処、病死
仕候故、右之書付
相認申候、委細書付を以申上候

人ニ而私方ニ介抱仕居候処、右者病人ニ御座候而
相煩、薬用仕候得共不相叶相果申候　依之書付を以申上候
右申口之書付
さよ
同所長兵衛店
繁治郎
右同人申口

一 さよ申上候　私夫由兵衛儀、病気ニ付相煩罷在候処
相果申候ニ付、右仕候段申上候、右之者同店
之者共相改、何方ニ而も不審之儀無御座候

右段葬送之儀ニ付私義ハ其後も申上候処猶又存知
来候旨私義店請人ニ而申し西東寺墓所へ葬送致候様ニ而ハ
其申方も有之候ニ付埋葬候儀故相頼候得共
御同寺ニ而私義墓所中ニ而申上候得共同寺方ニ而植木ニ而も差障りニ而不
罷成候故前書之趣申上候由ニ而申上候処御申付之上猶又公事ニ相成候と
寛遅候ニ付任其儀ニ相成候ニ付葬送ニ相成候様申上候事
ニ而御座候ニ付猶御糺之上御差図次第ニ而御座候
此段申上候

一組頭申上候私儀聢と承候得共右ニ付其年七月中ニ而
当五郎店之人ニ而有之候処店請人之者共申上候

御吟味之上其後御構被仰付候処迄之通被仰付候ニ付
難有仕合奉存候
　　蔵之丞儀ハ当年六十四歳
右之者共仕候処被仰付被為在候ニ付右之者共判形仕
其上右之段ニ而申上候醫師中村相頼御薬
服薬致候処病気加減も有之薬湯相用候
得共養生不相叶今日ニ相成候ニ付猶
追而御吟味之上ニ而右之者共判形仕候
店請人ニ而家主五人組名主店請人共一同申上候
仕口書差上申候

摂州西成郡川尻村ニ而□□□

今度御公儀より被仰出候ニ付摂州ニ而職人共ニ被仰付候右摂州
御触被下候者之事承知仕候右御請申上候
御尋ニ付此之事左ニ申上候右御請ニ而
證文ニ而相認申上候
右之通相違無御座候以上
右者御尋ニ付申上候通ニ御座候
此年々之割合を以御請申上候
場所之儀ニ付右之通ニ御座候
去酉十月中より小石川町ニ而
右之通相違無御座候
支配人

之通ニ
御年寄衆中江相達候
人数之儀ニ付
支配人共
拝借之儀ニ付
申上候
右之通相違無御座候
以上
右之外ニ
御請申上候
去廿二年
右之通
御尋ニ付
以上

筆ニ候哉ニ而も名前者之ハ一旦紙面ニ而相認候如之書手跡儀也
大坂住居之節ニ而名前相認候迄名前丁銀ニ而度々相紙面之事候
相尋候得共相分不申候年寄惣代対面之上月
ニ未ダ大坂ニ而承ニ而勘定ニ而も相成候ニ付候事
居住致候ニ而年数相成候ニ付如此度之分ニ候ニ付[illegible]
之ニ付而ハ銘々相改候ニ付候ニ付[illegible]
[illegible]ハ相済候ニ付候節[illegible]
[illegible]候ニ付[illegible]
[illegible]ニ付候筋ニ付大坂新町[illegible]
一件之儀ハ[illegible]門屋村内ニ住居仕候

寛政[illegible]之ニ付[illegible]新町[illegible]門屋
村之儀月[illegible]自然之[illegible]
進分ニ而七八丁[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

戌九月

寛政二年戌九月　日　大坂北堀江五丁目西村吉兵衛
伊勢古川尾之町触ル一件右ハ如[illegible]

天保七申年七月京極備前守殿御尋ニ付差出候書付

御書付を以被仰渡候ニ付備前守殿江申上候趣

備前守殿江被申聞候書付

御役者之儀ハ兼而御前ニ而新役之者ニ何事ニよらす教示可致様

教示有之候ハ、御前ニ而古役之者申合候ニ付新役之者ハ御用向

仕来之事ハ古役之者ニ問合候而御用相勤候様

御勘定之ハ申合之上ニ而諸事経験之者共儀ニ付

之御用合之事ハ古役共心得居候ニ付

候ハ、古役同様之儀新古之差別無之何事ニよらす申合候様

聊之事迄も古役ハ新役江申聞新役ハ古役

失敬無之様致し執計候事之儀ハ勿論之事

不届之事ニ付古役之者より新役之者江万事申聞候

而其申聞候儀を新役之者心得違無之様

一是迄古役之者ハ新役江御書付并御達之趣

書付を以申聞候様

之儀ハ古役之者より申聞候ニ付

不心得之儀も有之候ハ、古役より申聞

風儀も宜敷候様一統申合候様

一此段御勘定所ニ而も申談候様

勤向之儀ニ付右之通申上候以上

無之候而御役義無之候者角ニ役而取合不致事ニ候
御役筋之儀ニ付候而惣京都之目代ニ而御目代 并御代 検判
も可仕之事ニ候但御用之節ニハ勤可申候 上ニ検役
者相抱り候事ニ者無之候儀ニ付候而仰合ニ而相勤申
候御召之役所ニ而相働申者古ニ御勤ニ而候 格別之事
其外之儀ニ而も無之候而宿之相手ニ罷出候もの
御役所而相勤候間ニ而事相勤申候而悪敷相勤不申候
清之相勤候ニ付而も右之儀相勤申候而一人ニ而も可有之
事ニ候

一 捌之儀も其年中大ニ番頭ニ而 御用之節者其年ニ役人

勤方之儀ニ付御勤ニ而可申候處相勤候存念ニ而
一己之存念ヲ以一抹之相手ニ而御勤可仕之事
掛合申之役ニ勤候ニ付申事候
一 同役大勢之中ニ而も一同相談之上和談仕候而
たとへ百人之内ニ而も一同役之中ニ而相談之上ニ而和談
不致之儀ニ而者事ニ而者無之候 右之通申合候

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan